

佐野市告示第 1 7 3 号

佐野市新型インフルエンザ等対策行動計画検討懇談会設置要綱を次のように定めます。

令和 7 年 6 月 1 7 日

佐野市長 金 子 裕

佐野市新型インフルエンザ等対策行動計画検討懇談会設置要綱
(設置)

第 1 条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）

第 8 条第 1 項の規定により策定された佐野市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）の変更に当たり、その素案に関し意見を聴くため、佐野市新型インフルエンザ等対策行動計画検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇談会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行動計画の変更の素案に関し意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、佐野市新型インフルエンザ等対策行動計画庁内検討委員会（令和 7 年佐野市訓令第 1 8 号）第 1 条に規定する佐野市新型インフルエンザ等対策行動計画庁内検討委員会が必要であると認める事務

(組織)

第 3 条 懇談会は、委員 4 人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 佐野市医師会に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (2) 佐野歯科医師会に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (3) 佐野市薬剤師会に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、行動計画が変更される日までとする。

2 市長は、委員が推薦を受けた団体を脱退したときは、当該委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇談会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定

める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、健康医療部健康増進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。